

意見書第7号

県道整備にかかる予算の確保を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成24年 6月27日

提出者 野洲市議会議員 小菅 六雄

賛成者 野洲市議会議員 立入三千男

賛成者 野洲市議会議員 丸山 敬二

賛成者 野洲市議会議員 中島 一雄

賛成者 野洲市議会議員 内田 聡史

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

県道整備にかかる予算の確保を求める意見書（案）

平成24年度の県道整備にかかる国の社会資本整備総合交付金の内示が、滋賀県からの要望に対して、「39%」に止まっています。このままでは、予定されている県道整備に支障が生じかねません。

いうまでもなく県道は、県民生活にとって欠かせない基幹道路であり、生活道路でもあります。また産業振興、防災や災害復旧にとっても重要なものです。

県道の拡幅・改良はもとより、交通安全対策を含めた県道整備の要求は、切実でもあります。特に最近、社会問題となっている、子どもたちの通学の安全を図るためにも、歩道の整備を含めた交通安全対策は急務になっています。

県道整備にかかる補助公共事業は、国の社会資本整備総合交付金と地域自主戦略交付金を活用して事業を実施しています。

他府県においては、このような事態は生じていないとされているが、県道整備に多大な支障が生じないように、十分な予算の確保が図られるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月27日

滋賀県野洲市議会議長 田中 良隆

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

} 宛

意見書第8号

関西電力大飯原子力発電所3号機・4号機の再稼働をしないことを求める
意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成24年 6月27日

提出者 野洲市議会議員 小菅 六雄

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

関西電力大飯原子力発電所3号機・4号機の再稼働をしないことを求める
意見書（案）

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、未曾有の被害をもたらし、いまなお10万人以上の人々が避難生活を余儀なくされるとともに、我が国の社会に多大な影響を与えています。今回の事故を教訓に、二度と原子力災害を繰り返してはなりません。

本県は関西電力大飯原子力発電所に隣接しており、一たび当該発電所で事故が発生すれば、立地地域と同様の被害を受けるばかりでなく、近畿1450万人の命の水源地である琵琶湖を汚染させるおそれがあります。

しかるに、政府は去る5月30日、関西広域連合が事実上、再稼働を容認したことから、関西電力大飯原子力発電所3号機および4号機を暫定的な安全基準に基づき再稼働しようとしています。

しかし、いまだ福島第一原子力発電所の事故の実態および原因が究明されていない中、さらにその「暫定基準」は、実際に対策を行わなくとも、関西電力が「計画」を提出すればそれで「安全対策の実施」とされるもので、常設の非常用発電機や、事故のさい原子炉の圧力を低下させるフィルター付きのベント設備、事故の対応にあたる免震事務棟の設置などはいずれも、いまから3年後の2015年度とされています。また防潮堤の建設も来年度というなかでの「再稼働ありき」の政府の動きは到底国民の理解が得られるものではありません。

政府は中国・四国電力からの融通や火力、水力発電の活用や節電など更なる検討を加えるべきです。

よって、安全性が確保されていない大飯原子力発電所3号機・4号機の再稼働をしないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月27日

滋賀県野洲市議会議長 田中 良隆

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
原子力行政担当大臣

} 宛

意見書第9号

秘密保全法制定に反対する意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成24年 6月27日

提出者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 小菅 六雄

秘密保全法制定に反対する意見書（案）

政府は秘密保全法の制定をしようとしています。この法律は、政府や行政にかかわる広範な情報を「特別秘密」として管理し、秘密を漏らす行為に罰則を持って処罰しようとするものです。

法案では保護すべき秘密を「特別秘密」としていますが、その範囲が曖昧かつ広範なため、原子力発電所の安全性、軍事外交問題などの国民の重大な関心事がすべて「特別秘密」になるおそれがあります。

この法律の規制の対象は、国の行政機関だけでなく、独立行政法人、地方自治体、民間事業者、大学など重要情報のあるところすべてとなっています。また、秘密の範囲も、国の安全、外交のほか、市民生活関連の「公共安全・秩序維持」も含まれます。

秘密の保全対象も保有機関の判断とされ、恣意的になり、情報を管理するものやその周辺の人々の私生活までチェック、監視されプライバシー侵害の恐れがあります。また、「犯罪とされる行為の内容と刑罰を予め明確に規定しておかなければならない」という刑罰規定に反し、刑罰範囲も不明確のまま重罰化されています。

国民主権のもとで国家から必要な情報が開示されないとなれば、まともな判断はできなく、憲法が保障する「知る権利」を侵害する秘密保全法の制定は、国民主権の空洞化につながるものです。よって、秘密保全法は制定されないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月27日

滋賀県野洲市議会議長 田中 良隆

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 } 宛

意見書第10号

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める
意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成24年 6月27日

提出者 野洲市議会議員 矢野 隆行

賛成者 野洲市議会議員 井狩 辰也

賛成者 野洲市議会議員 河野 司

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書（案）

昨年（2011年）8月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が、本年7月1日に施行されます。これにより、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートし、政府はこの3年間で集中的に利用拡大を図るとしてはいますが、導入促進に向けての環境整備は不十分です。

導入にあたっての課題として、風力発電では送電網整備の強化が急務であり、太陽光発電ではメガソーラー設置の円滑な設置が可能となるよう農地法の問題などの環境整備、さらに家庭用パネルの設置で発生する初期費用の問題が挙げられます。また、小水力発電導入時の手続きの簡素化・迅速化なども求められています。

日本の再生可能エネルギー利用は、水力発電を除いた実績（2005年環境省）で、電力消費全体に対する使用割合が0.9%と他国と比べて遅れており、消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっています。

よって、政府におかれては、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買取制度に向け、以下の通り、十分な環境整備を図るよう強く求めます。

記

- 一、投資促進減税、省エネ・代替エネルギー減税などの拡充を実施し、再生可能エネルギーの導入を促進すること
- 一、買取価格・期間の設定において、設定ルールを明確化し、長期的な将来の見通しを示し、制度の予見可能性を高めること
- 一、再生可能エネルギー発電事業に係る規制改革を確実に実施するとともに進捗状況の管理のための独立機関等を設置すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月27日

滋賀県野洲市議会議長 田中 良隆

内閣総理大臣
経済産業大臣

} 宛

意見書第11号

「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める
意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成24年 6月27日

提出者 野洲市議会議員 梶山 幾世

賛成者 野洲市議会議員 市木 一郎

賛成者 野洲市議会議員 内田 聡史

「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書（案）

1960年代の高度経済成長期から道路や橋梁、上下水道など社会資本の整備が急速に進みました。高度経済成長期に建築されたものは現在、建築後50年を迎え、老朽化が進んでいます。国土交通省の「道路橋の予防保全に向けた有識者会議」は提言（平成20年5月）の中で、「2015年には6万橋が橋齢40年超」となり、建築後50年以上の橋梁が2016年には全体の20%、2026年には同47%と約半数にも上る現状を提示。経年劣化により「劣化損傷が多発する危険」を指摘しています。

今後、首都直下型地震や三連動（東海・東南海・南海）地震の発生が懸念される中で、防災性の向上の観点からも、社会インフラの老朽化対策は急務の課題といえます。

災害が起きる前に、老朽化した社会資本への公共投資を短期間で集中的に行うことによって、全国で防災機能の向上を図ることができます。同時に、それは社会全体に需要を生み出すこともできます。つまり、防災・減災と経済活性化をリンクさせた諸施策の実施が可能なのです。

一方、景気・雇用は長引くデフレと急激な円高によって極めて厳しい状況が続いており、そのために必要な政策が需要の創出です。そこで、公共施設の耐震化や社会インフラの再構築が、雇用の創出に必要な公共事業として潜在的需要が高くなっていると考えます。

よって、政府におかれては、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、防災・減災対策としての公共事業を緊急かつ集中的に行い、経済の活性化や雇用創出に資する防災対策の実施を強く求めます。

記

- 一、道路や橋梁、上下水道、河川道、港湾など、老朽化が進み更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと
 - 一、電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化・無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること
 - 一、地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院・介護等の社会福祉施設など地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月27日

滋賀県野洲市議会議長 田中 良隆

内閣総理大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣

} 宛